

## 第 2 3 0 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年 8月28日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

名古屋市長印押印行政文書でも扱いが下の下の文書送付は相手方に着信すれば可のものを、わざわざ特殊取扱郵便で送る必要の無いのが市条例の本意の筈だが、ここの担当者は法令順守（過剰対応不要）を理解しているのか。受け取った通知文はコンプライアンス等を不知では。出発点が私の要望では無く、区役所職員の経費節減努力不足とも言える。使わなくても良い経費を使える根拠を求めます。

- 2 同年 9月 9日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月16日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

不必要な公費支出について、公費支出に係るガイドラインなりマニュアル等が存在する筈である。

### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件異議申立ての対象となる文書は作成していない。また、本件異議申立ての対象となる文書が、公費支出に係るガイドラインなりマニュアル等であると解釈するのは困難である。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

### 2 本件公開請求について

本件公開請求は、実施機関が異議申立人に対して特殊取扱郵便により文書を送付したことに関する公費支出の根拠、すなわち、特殊取扱郵便で文書を送付した根拠を求めるものと解することが妥当である。

### 3 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 本件異議申立ての対象となる行政文書は、上記 2 のとおり、特殊取扱い郵便で文書を送付した根拠がわかる文書であるが、文書送付の方法について、特別な定めがある場合を除き、どのような手段を選択するかは実施機関の裁量によるものであり、文書送付の都度、その根拠となる文書を作成する必要性は考えにくい。

(2) なお、異議申立人は、不要な公費支出について、公費支出に係るガイドラインなりマニュアル等が存在すると主張しているが、本件公開請求の趣旨は、上記 2 のとおり解することが妥当であり、公費支出に係るガイドラインなりマニュアル等についての公開請求とは認められない。

4 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないとす  
る実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる  
事情も認められない。

5 したがって、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないと認めら  
れる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
-------	---------

平成26年12月24日	諮問書の受理
平成27年 1月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月20日	実施機関の弁明意見書を受理
3月13日	異議申立て人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述等申出書を提出するよう通知
5月 8日	異議申立て人の反論意見書及び意見陳述等申出書を 受理
平成30年 5月18日 (第 8回 第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立て人の意見を聴取
12月13日 (第13回 第 1小委員会)	調査審議
平成31年 1月21日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久